

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和5年5月版）	改正前（令和5年4月版）
<p style="text-align: center;">長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和5年5月）</p> <p>第1章 総 則 〔省略〕 第2章 工事の概要 〔省略〕 第3章 施工条件明示 〔省略〕 第4章 その他 〔省略〕</p> <p>4-1-1条～4-1-4条 〔省略〕 4-1-5条 その他</p> <p>1. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-17から1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。</p> <p>2. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p> <p>（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1）真夏日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日最高気温が30℃以上〔削除〕又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日をいう。 <p>以下 〔省略〕</p>	<p style="text-align: center;">長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和5年4月）</p> <p>第1章 総 則 〔省略〕 第2章 工事の概要 〔省略〕 第3章 施工条件明示 〔省略〕 第4章 その他 〔省略〕</p> <p>4-1-1条～4-1-4条 〔省略〕 4-1-5条 その他</p> <p>1. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-17から1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。</p> <p>2. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p> <p>（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1）真夏日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日最高気温が30℃以上（<u>新型コロナウイルスへの感染予防対策を併行する当面の間は28℃以上</u>）又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日をいう。 <p>以下 〔省略〕</p>